

令和7年度

福島町議会

定例会3月会議

令和8年3月10日(火)

議会提出議案

福島町議会

令和7年度福島町議会定例会3月会議 議会提出議案目次

番号	件名	頁
発委12	福島町議会基本条例諮問会議条例の一部を改正する条例	3
発委13	福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例	5

発委第12号

福島町議会基本条例諮問会議条例の一部を改正する条例

福島町議会基本条例諮問会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月10日提出

提案者 福島町議会運営委員会  
委員長 平沼昌平

福島町議会基本条例諮問会議条例の一部を改正する条例

福島町議会基本条例諮問会議条例(平成22年福島町条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(所掌事項・職務) 第2条 (略) (1)～(4) (略) 2 諮問会議の委員は、次に掲げる職務を行うものとする。  <u>(1) 議長から諮問された所掌事項の調査審議を行うこと。</u> <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略)  (報酬) 第8条 諮問委員・顧問に報酬を支給する。ただし、第2条第2項 <u>第2号・第3号</u> の職務については、報酬を支給しない。 2・3 (略) (費用弁償)	(所掌事項・職務) 第2条 (略) (1)～(4) (略) 2 諮問会議の委員は、 <u>前項に掲げる事項の調査審議のほか、議会モニターとして</u> 次に掲げる職務を行うものとする。 <u>(削る)</u> <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3) その他議長が必要と認めたこと。</u> (報酬) 第8条 諮問委員・顧問に報酬を支給する。ただし、第2条第2項 <u>_____</u> の職務については、報酬を支給しない。 2・3 (略) (費用弁償)

第9条 委員、顧問が職務のため旅行  
するときは、費用弁償として旅費を  
支給する。ただし、第2条第2項**第2号・  
第3号**の職務については、旅費を支給  
しない。  
2・3 (略)

第9条 委員、顧問が職務のため旅行  
するときは、費用弁償として旅費を  
支給する。ただし、第2条第2項\_\_\_\_  
\_\_\_\_の職務については、旅費を支給  
しない。  
2・3 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

発委第13号

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月10日提出

提出者 福島町議会運営委員会  
委員長 平沼 昌平

福島町議会議員・費用弁償等条例の一部を改正する条例

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例(昭和40年福島町条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(歳費) 第2条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、議員の歳費は、別表第1に掲げる計算式によって計算した次に掲げる額とする。 議長 月額 <u>321,000円</u> 副議長 月額 <u>257,000円</u> 常任委員長 月額 <u>233,000円</u> 議会運営委員長 月額 <u>233,000円</u> 議員 月額 <u>216,000円</u>	(歳費) 第2条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、議員の歳費は、別表第1に掲げる計算式によって計算した次に掲げる額とする。 議長 月額 <u>357,000円</u> 副議長 月額 <u>285,000円</u> 常任委員長 月額 <u>259,000円</u> 議会運営委員長 月額 <u>259,000円</u> 議員 月額 <u>240,000円</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。